

地域集会施設の管理業務について

- 令和8年4月から地域集会施設（市街地）の管理は民間事業者への業務委託に変更
- 地域集会施設（市街地）は予約システムによる予約を可能とし、令和8年10月を目標にオンライン決済及びスマートロック（西地区・南地区・東めむろ）を導入

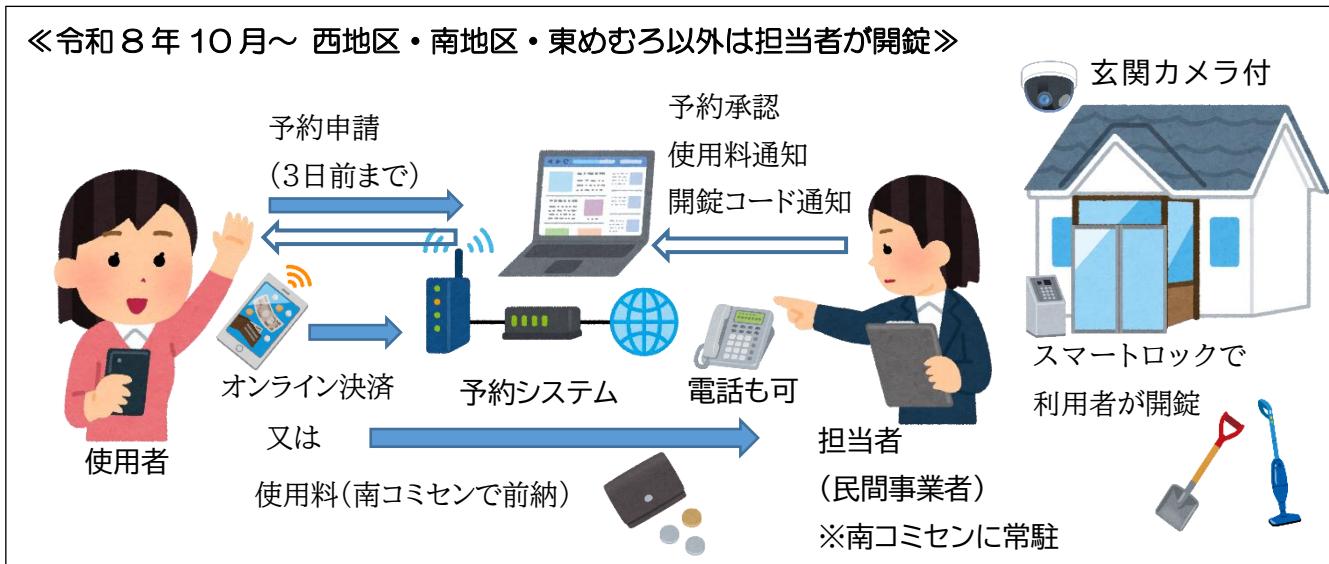
1 市街地の管理方式を変更する理由

農村地区の利用はほぼ地域のコミュニティ活動であり、地域外からの利用はわずかであるが、市街地は利用の半数以上が地域のコミュニティ活動ではなく、地域外からの利用も含めて減免対象とならない一般の利用となっている。特に、南地区・東めむろでは70%以上が一般の利用である。

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用件数	割合%	利用件数	割合%	利用件数	割合%
市街地減免	907	25.41	1,012	27.71	1,276	29.86
市街地一般	1,452	40.68	1,364	37.35	1,622	37.95
農村減免	1,012	28.36	1,080	29.57	1,216	28.45
農村一般	198	5.55	196	5.37	160	3.74
合計	3,569		3,652		4,274	

2 施設管理

- (1) 予約管理・使用料徴収（現金）・点検・清掃・備品補充は主として事業者が行う
- (2) 施設開錠・草刈・玄関等の除雪は町と事業者が協力して行う
- (3) 光熱水費等施設の維持費用は町が直接支払いする
- (4) 施設予約から利用までの流れ



3 想定されるメリットとデメリット

	メリット	デメリット
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・予約、支払い、使用までスマホ1つで完結する ・開錠されていないなどの管理者とのトラブルが減少する ・どの施設も同じ条件（条例・規則に基づく）での利用となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料を利用時に管理人に払えない（現金は南コミセン事務所で対応） ・前日などの急な予約対応は行わない（葬儀・公用除く） ・事業者による使用前の暖房設定は行わない（10分前開錠）
地域 (運営委員会・町内会)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営業務がなくなる ・管理人業務がなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の保管物の取扱いが不便になる（個別協議予定）
町	<ul style="list-style-type: none"> ・業務調整の一元化 ・利用業務の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費等の支払い業務 ・除雪等の対応

4 経費（業務委託先の変更及び予約システム改修に関連する項目の比較）

細節	R7 予算	R8 想定	増減	摘要	
燃料費	0	1,407	1,407	市街地灯油代	継
電気料	0	3,956	3,956	市街地電気代	継
水道料	0	388	388	市街地水道代	継
電話料	0	112	112	ピンク電話	継
地域集会施設管理委託料	31,446	17,657	▲13,789	農村地区のみ	継
公共施設維持管理マネジメント委託料	4,517	29,524	25,007	市街地管理分追加	継
テレビ視聴料	0	399	399	NHK	継
公共施設予約システム連携機能構築業務委託料	0	17,017	17,017	オンライン決済・スマートロック	単
公共施設予約システム使用料	528	726	198	上記追加	継
通信回線料	1,714	2,114	400		継
キャッシュレス決済手数料	0	32	32		継
合計	38,205	73,332	35,127		

※業務委託先変更関連：17,480千円増加、システム関連：17,647千円増加

※システム構築に補助金（地域未来推進交付金 デジタル実装型）申請中

5 経過と今後の取組み

市街地の地域集会施設においては、複数施設から管理人のなり手がないとの相談があつたため、地域が必要としている施設であることから、管理も地域に担っていただきたいとの考えを継続しつつも、一つの可能性として管理運営が可能な民間事業者を探していたが見つからなかったもの。

将来の管理運営の可能性調査も含めて、令和5年度から民間事業者に「公共施設維持管理マネジメントモデル業務委託」による施設の点検業務を、令和6年度からは修繕費相当分を委託業務に含めて事業者の裁量を拡大してきたが、これらの業務を通して管理運営の整理を進め、令和8年度からは市街地施設の管理運営が可能との見解を得たこと、地域による管理運営が難しいとの訴えが続いていることから、実施を目指している。

なお、本業務に関する課題等を整理し、将来的には指定管理を含めた複数年での契約を検討している。

業務委託において、条例では休館日がなく、正月等のほか施設メンテナンスに向ける時間がないことも課題であることが指摘されており、見直しの余地がある。

管理運営が地域の運営委員会から離れることで、施設とのつながりが希薄になる可能性はあるが、活動拠点としての需要があるため地域集会施設としての位置付けを変更する考えはなく、今後使用料の見直し等を進める中でも、地域コミュニティ活動への減免は継続する。

一方で、市街地においては地域コミュニティ活動以外の利用が既に50%以上あることを踏まえ、増加する維持管理経費と受益者負担のバランスを考慮し、営利目的使用の許可も含めて使用料及び減免事由について令和9年度に向けて見直しを行う。

地域集会施設再整備計画は次期の令和9年度に向けた見直しを行う。耐震性がない施設の再整備の考え方は現計画の踏襲が基本と想定しているが、耐震性がある施設の長寿命化計画と合わせて作成する。